

令和6年度 伊那市地域おこし協力隊募集要領

伊那市は、南アルプスと中央アルプスの二つのアルプスに抱かれ、市の中央部を天竜川と三峰川が流れる豊かな自然と歴史・文化に育まれた自然共生都市です。

肥沃で広大な農地は、様々な種類の農作物を生産するのに適し、日照時間の長さで冷涼で澄んだ空気は、農作物を更においしく育ててくれます。

また、伊那市は、歴史・文化・芸術などの分野で、数々の偉人を輩出するとともに、地域の伝統文化を大切に継承するなど、人と歴史と文化を大切にすまちはです。

こうした自然と歴史・文化が調和した魅力あふれる伊那市の地域振興に、一緒に取り組んでいただける「地域おこし協力隊」を募集します。

1 業務の概要及び募集人数

業務名（活動地域）	主な業務内容	募集人数
① 信州そば NO.1 プロジェクト (市内全域)	<ul style="list-style-type: none">伊那市におけるそばを活用した起業に向けて、自ら学びを深めること。『信州そば NO.1 プロジェクト』の取り組みを踏まえて、伊那のそばに関わる地域の事業者や団体の連携を深めて、同プロジェクトを推進するための最適な状態を創り出すこと。(例:商品開発、販路開拓、創業支援、イベント企画運営、地域経済循環の創出など)教育機関における探究学習(活動)に協働し、地域の人材育成を図ること。 など	1名
② 南アルプス北部登山道 保全プロジェクト (南アルプス北部)	<ul style="list-style-type: none">南アルプス北部における登山道整備、自然保護活動に対するマインド・ノウハウの継承登山者参加型の登山道整備イベントの企画・実施等による登山者への啓発活動H P、S N S、雑誌等を利用したタイムリーな情報発信 など	1名
③ 南アルプス山と人の コミュニケーター (高遠町・長谷ほか)	<ul style="list-style-type: none">SNS、広報誌、ジオパーク動画チャンネルなど各種媒体を使った南アルプス山麓や山里の情報発信地域住民との協働による里山でのイベントや子どもたちが南アルプスの恵みを体験できるプログラムの運営(地域住民と身近な自然についてともに考える活動)南アルプス関係の展示案内施設を使った企画展南アルプスの関連グッズ、コラボレーション商品の開発、デザイン、販売 など	1名

2 応募資格

(1) 共通事項

ア 年齢が20歳以上概ね50歳以下の方(令和6年4月1日現在)

イ 条件不利地域 ※1 以外の地域から生活の拠点を伊那市 ※2 へ移し、住民票を異動することができる方

ウ 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方

エ 地域住民や関係者等と円滑なコミュニケーションをとれる方

オ 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に活動を遂行できる方

カ SNSなどを活用した情報発信ができる方

キ 普通自動車運転免許を取得している方（令和6年4月1日までに取得見込みの方を含む。）

（2）個別事項

「①信州そば NO.1 プロジェクト」

- ・伊那市内においてそばを活用した起業を目指す起業家精神を有していること。
- ・伊那のそば振興を図るため、地域経営という視点で財務会計やマーケティング、人材育成などの経験や能力を有していること、また、人と人のつながりをより最適なものにするためのコミュニケーションデザイン力を有していること。

「②南アルプス北部登山道保全プロジェクト」

- ・登山経験5年かつ山行日数が200日以上であること。
- ・南アルプスの登山道を熟知していること。
- ・信州 山のグレーディングにおける体力度7以上の山に20kg程度の歩荷ができること。
- ・登山道整備を実施したことがあること。

（伐木等の業務（チェーンソー）に係る特別教育を修了している方が望ましい）

「③南アルプス山と人のコミュニケーター」

- ・南アルプスの自然や地形・地質といった大地の成り立ちに興味を持っていること。
（地球科学、生物科学（生態学）の分野で専門教育を受けている方が望ましい）
- ・自然解説やインタープリテーションの経験や意欲があること。

※1 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美 群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の各法により指定された地域。

※2 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県内の市町村）以外の地域（政令指定都市を除く）から住所を移す場合は、市内の高遠町及び長谷の区域に限る。

3 隊員の委嘱

応募資格を満たす方の中から、市長が委嘱します。（市との雇用関係はありません。）

なお、市長が、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても解嘱することがあります。

4 委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（最長で3年まで延長する場合あり）

5 報償費

隊員の報償費は、月額 233,300 円を予定しています。

※雇用の形態ではなく、委嘱となりますので、雇用保険には加入しません。

また、健康保険等は、各自で対応いただきます。

6 活動形態等

協力隊の業務に従事する時間は、週 24 時間を基本とし、活動状況等を市長に報告する必要があります。活動に必要なと認められる作業道具、消耗品、旅費等の経費は、市が負担します。

なお、兼業・副業は、制限しておりません。

7 住居

委嘱期間中の住居は、必要に応じ、市が無償で貸与します。

※転居に係る費用、生活備品及び光熱水費等は、個人負担となります。

8 車両

隊員の活動に必要な車両は、原則として隊員が用意するものとします。

※燃料代は、活動に関わる移動距離に応じ、市が負担します。

9 応募方法

応募用紙に記入のうえ、下記の書類（②③④）を添付して、伊那市役所地域創造課へ持参又は郵送してください。

<提出書類>

①応募用紙 ②住民票の写し ③運転免許証の写し ④現住所地の市税等の完納を証する書類

※提出書類は返却しません。応募に要する一切の費用は応募負担となります。

10 応募受付期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）から令和 6 年 2 月 2 日（金）まで〈必着〉

11 選考方法

書類及び面接による審査を行います。

（1）第 1 次選考

書類選考のうえ、結果は令和 6 年 2 月 9 日（金）を目途に応募者全員に通知します。

（2）第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に令和 6 年 2 月 18 日（日）に第 2 次選考（対面による面接）を行います。詳細は、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせします。

選考結果(最終)は、第 2 次選考受験者に令和 6 年 2 月 21 日（金）を目途に通知します。

（3）その他

新型コロナウイルス感染症等の拡大の状況により、日程やオンライン面接等に変更となる場合があります。

ますので、あらかじめご了承ください。

12 その他

- ・伊那市議会において、本案件に必要な予算が議決されなかった場合、募集は取り止めとなります。あらかじめご了承ください。

詳しくは観光課までお気軽にご相談ください。(オンライン相談にも対応)

【応募・お問い合わせ先】 伊那市 商工観光部 観光課 (担当 唐木、酒井)
〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地 伊那市役所 2F
TEL:0265-78-4111(内線 2 4 3 5 ・ 2 4 4 1)
FAX:0265-74-1265 E-mail: knk@inacity.jp